

平成30年1月1日
学 長 裁 定

お茶の水女子大学喫煙対策宣言

喫煙は、喫煙する本人及び周囲の人々の健康を損ねる行為であり、肺がんを含む呼吸器疾患や循環器疾患など多くの疾病の原因となっている。また、喫煙は火災の主要な原因となっているほか、吸い殻のポイ捨ては、教育研究環境と美観を損ねる原因ともなる。

お茶の水女子大学では、学部生、大学院生はもとより、附属学校園の生徒や乳幼児も同じキャンパスで活動していることから、学生等がタバコの煙にさらされることのないよう、対策を講じる必要がある。また、タバコを原因とする火災から大学が保有する資産を守り、附属学校園を含むオールお茶の水として安全で健康な教育研究環境と美観を守っていかなければならない。

そのため、これまでの喫煙対策に加えてお茶の水女子大学喫煙対策基本方針を明確に定め、適切な喫煙対策を実施することとする。

お茶の水女子大学喫煙対策基本方針

(キャンパス内の禁煙)

1. お茶の水女子大学の建物内はすべて禁煙とする。
2. お茶の水女子大学キャンパス内の建物屋外は、指定された喫煙場所を除き禁煙とする。
3. 対象者は、本学の学生、教職員及び学外者で本学のキャンパスに立ち入る者とする。

(喫煙場所)

4. 喫煙場所は、受動喫煙防止措置及び防火措置を講じた上で、設置する。
5. 喫煙場所は、理学部3号館横喫煙ブースのみとし、衛生委員会で管理する。
ただし、平成31年3月末をもって全面禁煙とする。

(喫煙対策基本方針の見直し)

6. 社会情勢等を勘案した上で、必要に応じてこの基本方針の見直しを行う。